

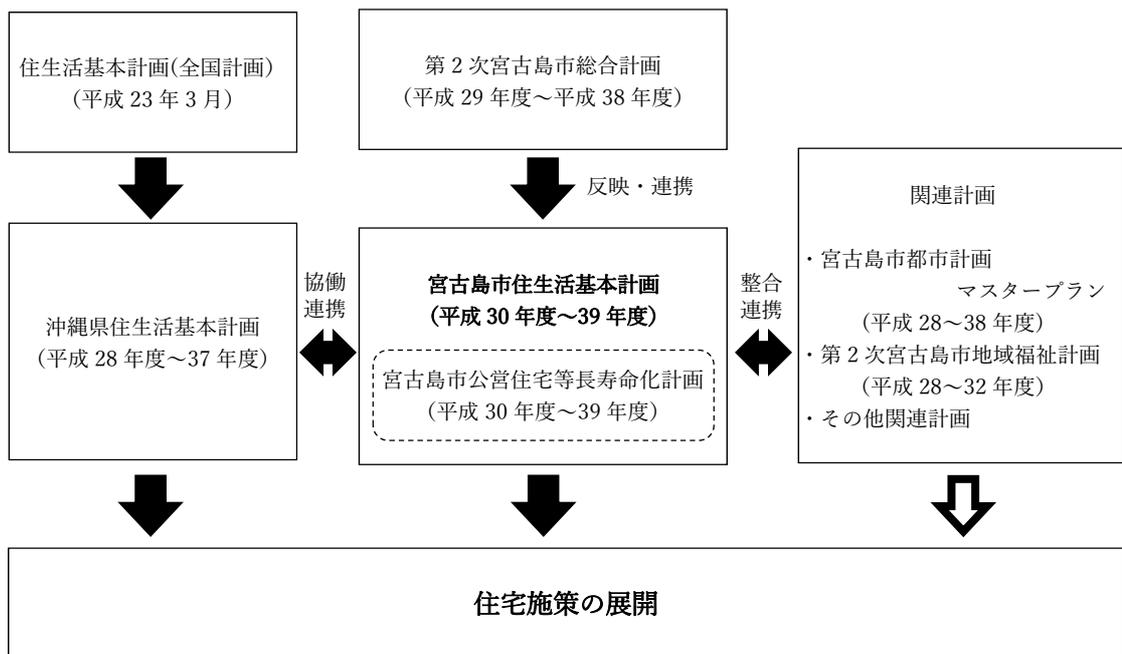
序章

1) 計画の目的と位置付け

沖縄県では県民の豊かな住生活の実現に向けて、住生活基本計画（全国計画）に即し、平成 28 年度に「第 3 次沖縄県住生活基本計画」を定めています。本計画に基づき、県や市町村をはじめとする多様な主体が連携・協働することにより、豊かな地域社会と住まいの実現を目指しています。

本計画は平成 19 年度に策定した宮古島市住生活基本計画を見直しすることを目的としています。「第 2 次宮古島市総合計画」を上位計画とし、都市計画マスタープランや福祉計画等の関連計画と整合・連携を図りながら、地域課題を検討し、住宅施策の目標や施策の展開について具体施策を示します。今後の住まいづくりと生活環境の「質」の向上を持続可能に推進する住宅施策を展開していきます。

○計画の体系



2) 計画の期間

本計画の期間は、平成 30（2018）年度を初年度とし、平成 39（2027）年度までの 10 年間とします。ただし、社会経済情勢の変化や国等の制度改正等を踏まえ、必要に応じて 5 年を目途に計画の見直しを行います。

第1章 上位・関連計画

1) 上位計画

(1) 第2次宮古島市総合計画

第2次宮古島市総合計画は、「心かよう夢と希望に満ちた島 宮古^{みやこ}～みんなで創る 結いの島～」を基本理念に、6つの基本目標を掲げています。本市の豊かな自然や温かい人の繋がりなどの地域特性を活かしながら、文化、環境との調和を図り、新たな島としての魅力や誇りを再確認することで、夢と希望にあふれた活力ある島を創っていきます。

- ◇基本理念「心かよう夢と希望に満ちた島 宮古^{みやこ}～みんなで創る 結いの島～」
- 【基本目標1】地下水や豊かな自然環境と共生したエコアイランド宮古
 - 【基本目標2】子どもたちが笑顔にあふれ活力と郷土愛に満ちた宮古
 - 【基本目標3】一人ひとりが支え合い幸せと潤いのある健康福祉の宮古
 - 【基本目標4】島の特色を活かした産業の振興、多彩な交流・活力にあふれる宮古
 - 【基本目標5】安全・安心で快適な暮らしが持続する宮古
 - 【基本目標6】市民との協働により夢と希望に満ちた島、宮古

(2) 沖縄県住生活基本計画

沖縄県住生活基本計画は、平成18年度に策定され、県民の豊かな住生活の実現に向けて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本的方針、目標を定め、住まいづくり・まちづくりを総合的かつ計画的に推進してきました。現在までに社会経済情勢の変化に伴い、平成23年度に次いで平成28年度に見直しが行われています。基本方針を「誰もが安心して心地よく暮らせる 美ら島 沖縄」とし、基本目標を6つ掲げています。

- ◇基本方針：誰もが安心して心地よく暮らせる 美ら島 沖縄
- 【基本目標1】若者世帯・子育て世帯のライフステージに対応した住生活の実現
 - 【基本目標2】高齢者のニーズに対応した住生活の実現
 - 【基本目標3】住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
 - 【基本目標4】多様な居住ニーズの実現
 - 【基本目標5】安全・安心で質の高い住まいづくり
 - 【基本目標6】沖縄県の特性を活かした住環境の形成

2) 関連計画

(1) 宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略

「宮古島市人口ビジョン」の実現に向けて、自然減を含めた人口減少への対策のみならず、若年層の流出を中心とする社会減への対策として宮古島の将来を担う若者を中心とする人材育成・確保に取り組んでいく必要があります。そこで、観光産業と農水産業の振興を中心とした『「働く場所」としての価値を高めるしごとの創出』や『多彩な交流によりひとを呼び込む』ことにより、若者の雇用の受け皿づくりを進め、「しごと」と「ひと」の好循環を目指します。また好循環を支える活力ある「まち」づくりとして、「若い世代の就業、出会い・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる」ことや「健康で安全・安心に暮らせる持続可能な島をつくる」ことに取り組むことで、『若者をはじめとした「ひと」の流入・定着などにより社会動態を均衡にし、「先」を見つける島づくり』を目指します。

基本方針「若者をはじめとした「ひと」の流入・定着などにより社会動態を均衡にし、
「先」を見つける島づくりを目指す」

【基本目標1】「働く場所」としての価値を高めるしごとを創出する

【基本目標2】多彩な交流により人を呼び込む

【基本目標3】若い世代の就業、出会い・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

【基本目標4】健康で安全・安心に暮らせる持続可能な島をつくる

(2) 宮古島市都市マスタープラン

宮古島市都市マスタープランは平成20年度に策定され、平成38年度を目標年度としています。都市づくりの理念として、「自然環境を保全しながら、観光資源などとしての活用を促進」する“共生”、「各地域の拠点としての役割を明確化し、必要な機能の集積を促進」する“定住”、「陸・海・空のネットワーク機能の強化を促進」する“交流”の3つの理念を設定しています。

都市づくりの将来像「^{ぼん}我が^か美^{すま}ぎ島・みゃ〜く」

理念① “共生” —人と自然が共生した美しい島づくり—

理念② “定住” —合併を契機とした一体的な島づくり—

理念③ “交流” —活性化につなげる地域特性をいかした島づくり—

(3) 第2次宮古島市地域福祉計画

第2次宮古島市地域福祉計画は「人とう^{ひと}添い^{すう} 結いぬ^{むす}島みゃーく ～明るいあいさつから始まるご近所づきあい～」を基本理念に、2つの基本目標を掲げています。成熟していく社会においては、個人や各種組織の役割が多様化細分化しており、役割間を結びつけるような機能が必要となっています。集落域では人と人の絆を保持し、市街地ではその絆を再生し、地域での新たな支え合いの仕組みをつくっていくことを目指しています。

基本理念

「人とう^{ひと}添い^{すう} 結いぬ^{むす}島みゃーく ～明るいあいさつから始まるご近所づきあい～」

【基本目標1】地域の福祉力向上の支援～ひとづくり、地域づくり～

1. 支え合いの意識を高める取り組みの推進
2. 小地域ネットワーク体制の充実
3. 社会福祉協議会や関連団体等との連携強化

【基本目標2】地域における支援の仕組みづくり

1. 地域における相談支援体制の充実
2. 適切な情報提供の推進
3. 権利擁護の仕組みの充実

(4) 宮古島市子ども・子育て支援事業計画

宮古島市子ども・子育て支援事業計画は「結いの力で拓く 子・親・地域の未来 ～ばんたがすま みゃーく ずまさい！～」を基本理念とし、「子どもの視点」「保護者の視点」「地域の視点」の3つの視点から、5つの基本目標を掲げています。市民相互の力をもって子どもの育ち・保護者の子育てを支え、子育てを通じて地域の未来を切り開くことを目指しています。

◇宮古島市子ども・子育て支援事業計画

基本理念

「結いの力で拓く 子・親・地域の未来 ～ばんたがすま みゃーく ずまさい！～」

【I 教育・保育】

平等な教育・保育サービス提供体制の整備による教育・保育の量の拡充と質の向上の推進

【II 地域】すべての地域子どもが健やかに育つ環境づくりの推進

【III 母子保健】安心して子どもを産み育てる環境整備

【IV ワーク・ライフ・バランス】

事業所・関係機等と連携した子育てしやすい雇用労働環境の創出

【V 支援を必要とする世帯】

支援を必要とする子育て世帯へのきめ細やかな支援体制の整備